

現 行	改 正 案
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編） （新設）	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編） Ⅲ－２－１３ 障害者への対応 <u>（１）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられているところである。</u> <u>また、金融商品取引業者については、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第 3 号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）において、これらの具体的な取扱いが示されている。</u> <u>障害者への対応に当たって、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行う、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなど、内部管理態勢が整備されているかといった点に留意して検証することとする。</u> 。

現 行	改 正 案
	<u>（２）監督手法・対応</u> <u>日常の監督事務や、障害者からの苦情等を通じて把握された金融商品取引業者における障害者への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。また、内部管理態勢の整備状況に問題が認められる場合には、必要に応じ、報告（金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を含む。）を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。</u>